

利用者のために

1 対象とする森林

長野県内における森林を対象とし、詳細は次の表のとおりです。

民有林	森林法第5条の規定による「地域森林計画」の対象となる森林（森林法第2条の規定による民有林の定義と異なります）
林野庁所管の国有林	森林法第7条の2の規定による「国有林の地域別の森林計画」の対象となる森林
その他の国有林	林野庁以外の省庁が所管する国有林(2010年世界農林業センサスの現況森林面積による)

2 調査時点

平成26年4月1日現在の数値としています。（平成21年までの民有林の現況では、森林計画区ごとに数値の時点が異なっていましたが、平成22年から全ての森林計画区の数値の時点が統一されています。）

3 用語の解説

公有林	地方自治体が所管する森林、ここでは県有林、その他の県有林、市町村有林、財産区有林を含む
県営林	都道府県が所管する森林、ここでは長野県林務部が管理している森林
県有林	上記県営林のうち、県が所有している森林 ただし、第6表及び第8表については県が所管しているすべての森林
一般県行造林	所有者と県が分収林契約を締結し、県が造林事業を行った森林
特殊林県行造林	土地所有者、費用負担者、県の三者が分収林契約を締結し、県が造林事業を行った森林
その他の県有林	長野県林務部以外が管理する県所有の森林
市町村有林	市町村が所管している森林、一部事務組合（財産区を除く）所管の森林及び市町村が造林主体の分収林
財産区有林	地方公共団体としての財産区が所管する森林
私有林	公有林以外の民有林
集落有林	特定の市町村の特定の集落が入会、慣行等によって共有しているもので、権利関係が未整備な森林

会社有林	会社、商社等が所管する森林
社寺有林	神社、仏閣等が所管する森林
団体有林	法人団体及び任意団体が所管する森林のうち会社有林及び社寺有林を除いた森林 (公益社団法人長野県林業公社、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター及び元国立大学等その他の独立行政法人を含む)
共有林	個人の持分を譲渡することにより、ただちに個人有に移行することができる共有形態の森林
個人有林	上記以外の単一所有者が所管する森林
森林計画区	地域森林計画の樹立単位で、長野県は以下の5計画区からなる 千曲川下流……長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、 下高井郡、上水内郡、下水内郡 中部山岳……松本市、塩尻市、大町市、安曇野市、東筑摩郡、北安曇郡 千曲川上流……上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡 伊那谷……岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、 上伊那郡、下伊那郡 木曾谷……木曾郡
年齢級	立木の林齢について1年生から順に5年毎に区分したもので、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級として順次記載した。
林齢	基本的に人工林では植栽された年度を、天然林では更新が行われた年度をもって1年生とする また林齢はそれぞれ次の表の年度末現在のものとなっている
竹林	ササ類を除く竹林
伐跡	立木伐採後、更新が完了していない林分
未立木地	樹幹疎密度が30%未満の林分のうち、岩石地、崩壊地、はげ山以外のもの
岩石地	基岩の露出あるいは石礫地のため未立木地になっている林分
崩壊地	急傾斜等のため表土が崩壊し未立木地となっている林分
はげ山	煙害等のため未立木地となっている林分
施設敷	送電線下や林道、作業道敷になっている林分
林地開発	林地開発許可により開発中となっている林分
更新困難地	風衝地、湿地等のため更新が困難な森林

4 制限林の略称

制限林については次の表により略称を用いました。

保 安 林		そ の 他 の 制 限 林	
名 称	略 称	名 称	略 称
水源かん養保安林	水かん	砂防指定地	砂防
土砂流出防備保安林	土流	国立公園特別地域	国立
土砂崩壊防備保安林	土崩	国定公園特別地域	国定
防風保安林	防風	県立公園特別地域	県立
水害防備保安林	水害	都市計画法による風致地区	都風
干害防備保安林	干害	自然環境保全法による原生自然環境保全地域	その他
なだれ防止保安林	なだれ	自然環境保全地域の特別地域	〃
落石防止保安林	落石	県自然環境保全地域の特別地域	〃
風致保安林	風致	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法による特別保護地区	〃
保健保安林	保健	林業種苗法による特別母樹林	〃
		文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	〃
		保安施設地区	〃
		急傾斜地崩壊危険区域	〃

5 利用上の注意

(1) 統計数値について

ア 面積は、基本的に小数点以下2桁まで表示しました。但し、一部四捨五入をして小数点以下の表示のないものがあり、その場合の各項の加算値と計は必ずしも一致しません。

イ 材積は、基本的に整数1桁まで表示しました。但し、一部1,000m³単位の表示としたものがあり、その場合の各項の加算値と計は必ずしも一致しません。

ウ 複層林の面積は、上層木の面積を計上しており、中層木及び下層木は材積のみ計上しています。

エ 本書で用いた記号は次のとおりです。

「0」 単位に満たないもの

「 」 (空欄) 事実のないもの

(2) 長野県民有林の現況バックナンバー一覧表

保 管 場 所	発 行 年																		
行政情報センター	昭和58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25						
森林政策課 森林計画係	昭和34	35	37	39	42	44	46	48	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	平成20	21	22	23	24	25													

注) 昭和34年及び35年発行の資料名称は「長野県森林現況表」

(3) 国有林・民有林データ一覧表

区 分		国有林・民有林別内容		ページ
		国有林	民有林	
第1表	国有林民有林別・所有形態別・森林面積及び蓄積	○ 官・他	○ 未	8
第2表	地方事務所別・国有林民有林別・森林面積及び蓄積	○ 官・他	○ 未	9
第3表	地方事務所別・国有林民有林別・資源表	○ 官・他	○ 未	10 ~ 11
第4表	地方事務所別・資源構成表	-	○ 未	12 ~ 22
第5表	地方事務所別・人工林天然林別・資源構成表	-	○	23 ~ 44
第6表	地方事務所別・所有規模別・所有形態別・資源表	-	○ 未	45 ~ 55
第7表	市町村別・国有林民有林別・森林面積及び蓄積	○ 官・他	○ 未	56 ~ 58
第8表	市町村別・所有形態別・資源表	-	○ 未	59 ~ 78
第9表	市町村別・制限林の種類別・面積表	-	○ 未	79 ~ 82
第10-1表	市町村別・公益的機能別・資源表	-	○ 未	83 ~ 95
第10-2表	市町村別・施業種別・資源表	-	○ 未	96 ~ 108
第11表	市町村別・資源構成表	-	○ 未	109 ~ 185

注) 官：官行造林地の面積・蓄積、他：その他の国有林の面積・蓄積、未：未立木地等の面積を含む

6 県ホームページでの公表

長野県のホームページ上で、本書で公表しているデータを閲覧することができます。

当該ホームページのURL：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/03toukei/genkyou/H26.htm>